

# 「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の概要

## I 背景

平成 26 年 4 月 28 日から 5 月 7 日にかけてブラジル・ブラジリアにて開催された第 37 回南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域の新規指定、変更及び削除並びに南極特別保護地区内での活動条件等を定める管理計画の新規採択・改正が行われた。

これを国内制度上担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。)の一部を改正するもの。

## II 概要

### 1. 南極特別保護地区の区域の新規指定、変更及び削除（施行規則第 1 条関係）

第 74 南極特別保護地区、第 75 南極特別保護地区の 2 つの区域を新規指定し、6 つの南極特別保護地区（第 21、第 24、第 28、第 41、第 42、第 62）の区域を変更する。また、3 つの南極特別保護地区（第 14、第 18、第 30）を削除する。

### 2. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（施行規則第 12 条関係）

以下（1）～（9）の南極特別保護地区について、認められる活動要件を追加又は一部変更し、新規指定する（10）、（11）の南極特別保護地区について活動要件を規定する。

#### （1）第 13 南極特別保護地区

- ・当該地区への立入目的に教育活動を追加

#### （2）第 21 南極特別保護地区

- ・家きん又はその卵の加工品の持込みを禁止

#### （3）第 24 南極特別保護地区

- ・当該地区への立入目的から第 69 南極史跡記念物への訪問を除外
- ・航空機の着陸において、コウテイペンギンの繁殖地からとる距離を設定
- ・航空機の飛行制限高度を変更

#### （4）第 28 南極特別保護地区

- ・当該地区への立入目的に教育活動を追加
- ・当該地区への侵入可能地点の変更
- ・当該地区内での徒歩時の制限の削除
- ・航空機の飛行高度制限の削除
- ・当該地区内に設置する工作物に除去予定年月日を明記
- ・当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ
- ・除草剤又は殺虫剤の持込みを禁止

#### （5）第 36 南極特別保護地区

- ・ヘリコプターの着陸制限の設定
- ・家きんの卵の加工品の持込み禁止の追加
- ・除草剤又は殺虫剤の持込みを原則禁止に変更

(6) 第 39 南極特別保護地区

- ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- ・廃棄物の処分の禁止

(7) 第 41 南極特別保護地区

- ・当該地区への立入目的に教育活動を追加
- ・当該地区への侵入可能地点の変更
- ・当該地区内に設置する工作物に除去予定年月日を明記
- ・土壌の持込みを禁止

(8) 第 62 南極特別保護地区

- ・当該地区内での野営可能区域の変更
- ・当該地区内にある建築物宿泊の原則禁止
- ・当該地区内の湖での遊泳禁止
- ・家きん又はその卵の加工品の持込みを原則禁止に変更

(9) 第 69 南極特別保護地区

- ・航空機の着陸制限の設定
- ・航空機の飛行禁止期間の設定
- ・当該地区内での徒歩時の制限の削除
- ・野営時に一定の距離をとる生物を、コウテイペンギンからペンギン類全般に変更
- ・家きん又はその卵の加工品の持込みを原則禁止に変更

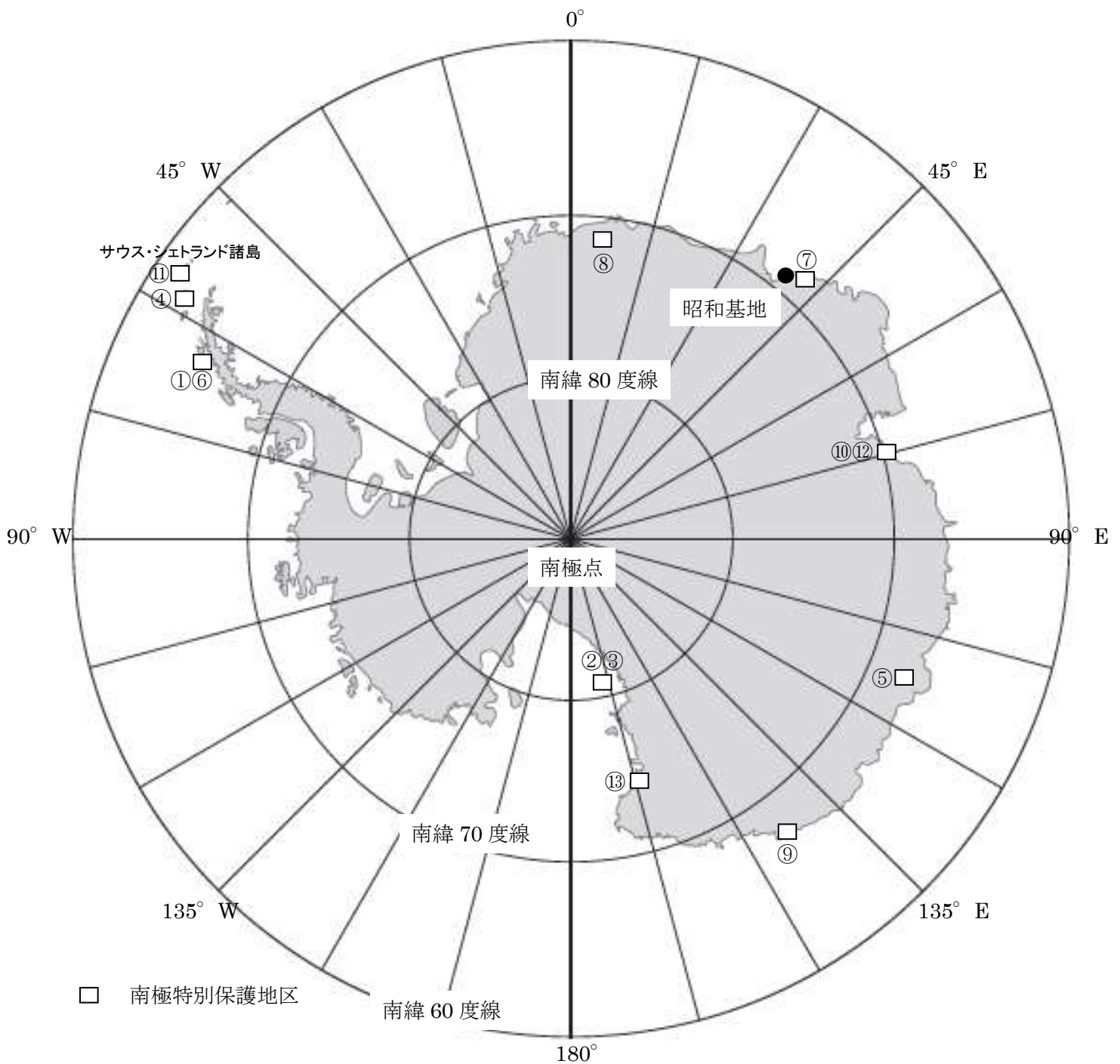
(10) 第 74 南極特別保護地区

- ・当該地区内で認められる活動として、「科学的調査」「管理活動」を設定
- ・当該地区内での車両の使用を原則禁止
- ・当該地区に設置する工作物の設置者名、設置年月日、除去予定年月日等を明記
- ・生きている動物、植物又は微生物の持込みを禁止
- ・当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ
- ・廃棄物の処分の禁止
- ・当該地区内への立入後に環境大臣への報告を義務づけ

(11) 第 75 南極特別保護地区

- ・当該地区内で認められる活動として、「科学的調査」「管理活動」を設定
- ・当該地区内での車両の使用を禁止
- ・ヘリコプターの着陸禁止
- ・ヘリコプターに搭載された発煙筒の使用禁止
- ・当該地区に設置する工作物の設置者名、設置年月日、除去予定年月日等を明記
- ・野営の禁止
- ・燃料、食料の持込みを禁止
- ・生きている動物、植物又は微生物の持込みを禁止
- ・土壌の持込みの禁止
- ・当該地区内に持ち込むすべての物品に洗浄又は滅菌を義務づけ
- ・廃棄物の処分の禁止
- ・当該地区内への立入後に環境大臣への報告を義務づけ

# 各南極特別保護地区位置図



※各番号に対応する特別保護地区は次ページに記載。

●南極特別保護地区

- ① 第 13 南極特別保護地区(パーマー諸島のアーサー湾のリッチフィールド島)※
- ② 第 21 南極特別保護地区(ロス島のロイズ岬)※
- ③ 第 24 南極特別保護地区(ロス島のクロージア岬)※
- ④ 第 28 南極特別保護地区(サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のアドミラルティ湾西岸)※
- ⑤ 第 36 南極特別保護地区(ウィルクス・ランドのバッド海岸のクラーク半島)
- ⑥ 第 39 南極特別保護地区(アンヴァース島のビスコー岬)※
- ⑦ 第 41 南極特別保護地区(リュツォ・ホルム湾のラングホブデの雪鳥沢)※
- ⑧ 第 42 南極特別保護地区(スヴァルトハマレン)※
- ⑨ 第 62 南極特別保護地区(デニソン岬のモーソン小屋群)※
- ⑩ 第 69 南極特別保護地区(プリンセス・エリザベス・ランドのイングリッド・クリステンセン海岸のアマンダ湾)
- ⑪ 第 71 南極特別保護地区(キング・ジョージ島のパートン半島)
- ⑫ 第 74 南極特別保護地区(プリンセス・エリザベス・ランドのラーズマン丘陵のストーンズ)※
- ⑬ 第 75 南極特別保護地区(ロス海地域の高地地熱帯群)※

※今回新規指定又は区域の変更がある地区